番号	（1）
項目	大阪府、大阪府教育委員会、大阪市、大阪市教育委員会が、「こども万博 2026 in なんば」を後援することを決定した経緯を明らかにしてください。

（回答）

本市教育委員会では、申請者から提出された後援名義使用承認申請書について、「大阪市教育委員会事務局指導部教育活動支援担当の行う後援名義の使用及び賞状交付に関する要綱」に基づき審査を行い、後援名義使用の可否について判断を行っております。

今回ご指摘の「こども万博 2026 in なんば」につきましても、同様の審査・判断を行い、後援名義の使用について承認を行いました。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　　電話：06-6208-9172

番号	（２）
項目	大阪市教育委員会の「後援名義使用承認申請書」の（２）には、目的(学校教育の充実・発展及び教員・児童生徒の教養・資質の向上に寄与するものであること)とあります。どのような記述がなされていたのか、申請書の開示を求めます。また、後援を決定するにあたり、イベントの具体的な内容について、どの部署・委員会等が審査・検討したのかを明らかにしてください。さらに、提出が義務づけられている「事業完了報告書」の開示を求めます。

（回答）

当該団体から提出された「後援名義使用承認申請書」「事業完了報告書」については、別紙のとおりです。

「こども万博 2026　in　なんば」の後援名義の使用については、教育委員会事務局指導部教育活動支援担当業務調整グループにおいて審査を行いました。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　　電話：06-6208-9172

番号	（3）
項目	「ROOTS」による「ポーカー・ディーラー体験」が実施されることを、後援決定前に把握していたのか、明らかにしてください。

（回答）

「こども万博 2026 in なんば」の申請者から提出された後援名義使用承認申請書及び添付の企画書等におきましては、「ポーカー・ディーラー体験」に関しての記述はなかったため、後援名義の使用承認の決定前に「ポーカー・ディーラー体験」が実施されることを把握していませんでした。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　　電話：06-6208-9172

番号	（4）
項目	子どもを対象としてポーカーのディーラー体験を実施することについて、教育的に適切であると判断した根拠を具体的に説明してください。

（回答）

後援名義の使用承認の決定前に「ポーカー・ディーラー体験」が実施されることを把握していなかったため、後援名義申請の審査の過程において、「ポーカー・ディーラー体験」を実施することについて、教育的に適切であるかどうかの判断を行っておりません。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　　電話：06-6208-9172

番号	（５）
項目	ポーカーには、競技性を有するものや、金銭を伴わない娯楽として行われるものがあります。「ROOTS」の HP ではそのようなことが強調されていますが、同社が提供する YouTube 動画「世界のヨコサワ」では、世界各地のカジノでポーカーをして稼ぐプロギャンブラーがもてはやされており、視聴者のコメントには「自分の借金も返してほしい･･･」というものもあります。また、IR 推進法が制定され、夢洲カジノ推進が決まった時期と呼応して、同社のような「アミューズメントカジノ」が急増し、若者を中心に広がっています。その中でトーナメントの参加費と賞金にまつわる違法性も問題になっています。また、ポーカーの「のめり込みやすさ、中毒性」への懸念も指摘されています。現実社会での人間関係の希薄さや閉塞感から、ゲームの中に達成感や居場所を求める子どもたちと同じ傾向が感じられます。しかし、ポーカーの世界で一定の収益を上げ生活できるプロが生まれるためには、多くの敗者、依存症的プレーヤーの存在が不可欠です。これはまさしく賭博の原理です。そのようなものを、子どもを対象とするイベントにおいて「職業体験」として提供することが、教育的に適切であると判断されたことには、重大な疑問があります。ポーカーとギャンブルとの関係について、後援決定時にどのような検討を行ったのか明らかにしてください。

（回答）

後援名義の使用承認の決定前に「ポーカー・ディーラー体験」が実施されることを把握していなかったため、後援名義申請の審査の過程において、ポーカーとギャンブルとの関係について検討を行っておりません。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　　電話：06-6208-9172

番号	（6）
項目	アメリカの研究で、「若年でのギャンブル開始」「ギャンブル場の利用しやすさ」「機械を用いたギャンブル」等はギャンブ依存症を促進させると指摘しています。日本においても、若者のオンラインギャンブル(もちろんオンラインポーカーも含まれます)の悪影響は甚大であり、喫緊の課題です。中部大学の大規模調査によると、大学生の約６人に１人がキャンブル経験者、１１人に１人はギャンブル依存症リスクがあるとの結果でした。ギャンブル依存症当事者の割合は、１０代、２０代が急増しています。若者による、ギャンブルが原因の犯罪行為や自死の問題も深刻化しています。一方、パチンコは１８歳からできることになっていますが、「ROOTS」では、保護者同伴で１２歳からポーカーをすることがでてきます。 若年でのギャンブル体験が子どもたちにもたらす悪影響について国内外に多くの研究があります。これらについて、大阪市教育委員会は研究・検討したのか明らかにしてください。

（回答）

本件の審査の過程でギャンブルの性質や若年層への影響について検討はしておりません。本件の審査とは別になりますが、これまでの検討状況は次のとおりです。

文部科学省が平成 31 年 3 月に作成した指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」によれば、ギャンブル等やゲームの嗜癖行動は開始年齢が早いほど、「依存症」に陥りやすいことから、小学校から高等学校まで、児童生徒の発達段階に応じた教育的配慮のもと、学校において行動嗜癖に関する指導を行うことが重要であると示されております。

学習指導要領においては、小学校では、体育科保健領域において、喫煙・飲酒・薬物乱用など心身の健康を損なう行為を取り上げ、中学校では保健体育科保健分野において、それらの背景にある心理的要因や人間関係、社会環境について、また、依存症の危険性や予防の重要性を扱う内容について学ぶこととされています。

本市では、ギャンブル等の依存症対策については、関係部局と連携しながら取組を進めております。教育委員会としましても、若年層に対するこの間の啓発の取組として、健康局と連携し、小中学校の児童生徒に身近な課題であるゲーム、インターネット依存に関する資料を、各校において児童生徒に配付しております。ギャンブル等の依存症の予防については発達段階に応じた若年からの啓発が重要であると認識しており、引き続き関係部局とも連携して取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　電話：06-6208-9172 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）　電話：06-6208-9174

番号	（７）
項目	わたしたちは、大阪府・大阪市が現在進めている夢洲の IR・カジノ事業と、今回の「ポーカー・ディーラー体験」及び「こども万博」への後援との間に、政策的・人的・組織的な関係があるのではないかと懸念しています。 つまり、『子どもディーラー体験』は、カジノ利用者の予備軍を養成する危険性があるということです。この点について見解を示してください。また、２０１８年にカジノディーラー養成専門学校が大阪でも開校され、２０２７年４月には、 MGM 大阪公認コースも新設されるとのことです。高校生の進路指導においても生徒の健全育成よりも、政策やカジノ事業に利することが優先されるのではないかと心配しています。 今回の後援事業について、教育上適切であったのかを改めて検証し、今後、このような「子ども・生徒を対象としたポーカー体験」等ギャンブルに誘導するような行事を、教育委員会として後援することのないよう、強く要望します。 さらに、オンラインゲームをしている子どもはオンラインギャンブルに移行しやすい傾向があることも指摘されています。それらによる依存症(ゲーム障害・ギャンブル障害)がもたらす子どもたちの健康と将来へのリスク、社会的損失についても先進の知見を活かして学習できるようにしていただきたいです。くれぐれも、「ギャンブルは適度に楽しむ娯楽」や「依存症は自己責任」などという間違った認識を植え付けることのないよう要望します。 子どもたちの健全な育成を第一に、本来の教育委員会の貴務を果たしていただきますよう切に願います。

（回答）

今回の事業につきましては、申請書及び添付の企画書等に「ポーカー・ディーラー体験」に関しての記載がなかったため、後援名義の使用承認の決定前に「ポーカー・ディーラー体験」が実施されることを把握していませんでした。

「ポーカー・ディーラー体験」を含む事業の後援名義の使用申請があった場合は、申請書類等により事業内容を確認し、「大阪市教育委員会事務局指導部教育活動支援担当の行う後援名義の使用及び賞状交付に関する要綱」に基づき審査を行い、後援名義の使用の可否について判断を行います。

なお、依存症の予防・啓発については、関係部局と連携し、発達段階に応じて取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整）　電話：06-6208-9172 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）　電話：06-6208-9174